

事を、殿道○長藤原にたび々聞えさせ給へれど、年ごろにもならせ給ぬ、宮だちあまたおはします。
宣耀殿○城こそまづさやうにはおはしまさめ、内侍のかみの御事は、おのづから心のせかにな
ぞそさせさせ給へば、いとけうなき御心也、此世をふさはしからず思ひ給へるなりなをゑじの
給はすれば、さはよき日してこそ宣旨もくださせ給べかなれと奏して、出させ給てにはかに此
御事の御用意あり、何事もそれにさはり、日などのべさせ給べき御世の有さまならねば、二
月十四日○長和にきさきにゐさせ給とて、中宮○妍と聞えさす、略中かゝる程に大殿の御心、何
事もあさましきまで人の心の中をくませ給により、しば々參らせ給てこゝらの宮達のおは
しますに、宣耀殿のかくておはしますいとふびんなる事に侍り、はやう此御事をこそさせ給
はめと、そさせさせ給へば、略中四月廿八日○長和后にゐ給ひぬ、皇后宮○妍と聞えさす、略中内
にも御ぶくたちぬる月一月にぬかせ給て、冷泉院の御はてもせさせ給て、今は此事○御禊會をい
みじき事にのゝ玄らせ給、

〔中右記〕嘉承二年十一月廿九日、今夕前齋院令子立后宣旨被下、是准母后儀、先日令入内給御東對
也、殿下以下諸卿參入齋院御方、對東先勅使藏人頭爲房朝臣參上、於東中門下申事由、紀伊守有佐
對南令敷座高麗端帖上敷茵一枚爲殿下御座、其前取之、勅使下南庭二拜退下、人々皆諒闇裏書、召勅使爲房參上、殿下令相逢給、被申事由給祿女裝束、左衛門督雅俊卿
之、勅使下南庭二拜退下、人々皆諒闇裏書、次於東庇方被定立后雜事權右中辨爲隆、在事了退出、

諒闇立后例

昌子内親王康保四年九月四日立、朱雀院女、冷泉院后、即位以前、

中宮藤妍子寛弘九年(長和元年)二月十四日立、御堂(藤原道長)中女、三條院后、即位以後、
皇后藤妍子同年四月廿七日立、大納言濟時女、三條院后、同、

件三后諒闇之中立后、但非即位日、